

月報

1989 9 月号



シンガポール日本商工會議所

PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

〈目次〉

(1989年9月号)

東南アジア・大洋州の天然ガス	(東京ガス・シンガポール 事務所)	柿原 隆	1
国際宅配便について	(シンガポール日本通運(株) 航空貨物支店)		9
今年度の税制改正(その1)		高山 宜門 Ajit C. Prabhu	15
日本人駐在員の安全管理(その2)	(広報委員会)		21
会員紹介	(フジクラ・インターナショナル・マネジメント (シンガポール)、IRS(S) Pte Ltd、 オムロン・マネージメント・センター・オブ・ アジア・パシフィック、ソニー・システムズ・ デザイン(シンガポール)、住友特殊金属(株)、 東和電気トレーディング・シンガホール、 商工発展有限公司、コクサイ・シンガポール ・マーチャント・バンキング)		31
理事会の動き			36
7月の主な経済記事			44
広報欄			49
資料案内			50
編集後記			52

東南アジア・大洋州の天然ガス

東京ガス・シンガポール事務所

柿原 隆

世界的環境問題の議論の中で、エネルギー源としての天然ガスがさらに注目されている。1969年に当地域で日本に始めて天然ガスが導入されて以来、その貿易は急激な進展をみてきた。本稿はこの天然ガスについて、当地域に視点を当てた概要である。

世界中の天然ガスは、1960年には21兆 m^3 の埋蔵量が確認されていたが、その後確認地域の広がりとともにその量は年を追うごとに増大し、1989年現在112兆 m^3 が確認されている。可採年数は約56年と石油の44年に比べて長い。さらに新らしいガス田の開発がつぎつぎと進められており、究極的な埋蔵量は204兆 m^3 、可採年数約170年とも見込まれている。また、多く中東地域に集中している石油に対し、天然ガスは世界各地に分散埋蔵されている。

ここシンガポールも1992年にはマレーシア・トレンガヌ沖からパイプラインによる天然ガス導入が合意されており、また、南南アジアの産出諸国もその資源の輸出拡大のみならず、国内産業拡大の基盤としての国内利用拡大を図りつつあり、天然ガス利用の新らしいステージを迎えつつある。

1. 天然ガスの歴史とLNG

天然ガス利用の歴史は極めて古い。日本においても正保2年（1645年）には現在の新潟県で天然ガスが利用されていた。しかし、本格的な商業規模での利用は1950年中ごろ以降となる。今日、日本全国では約250社の都市ガス事業が存在するが、そのうち40数社は、その新潟あるいは秋田県に産出される天然ガスをなお主要原料として事業が行われている。

世界の天然ガス消費量の約30%を占めるアメリカは、1824年にニューヨーク州で照明用として使用され、商業ベースでの天然ガス利用の先駆けとなった。その後、ガスの長距離輸送技術の進歩とあいまって、1950年代に

表 - 1

世界の天然ガス埋蔵量 (1989.1)
(単位10億m³)

アジア・太平洋	6,814.4
西ヨーロッパ	5,666.7
中 東	33,474.0
アフリカ	7,172.9
南北アメリカ	14,680.6
自由世界計	67,808.7
共産圏計	44,194.1
世界計	112,002.8

原油換算 734,467.2 (百万bbl)
天然ガス R/P (年) 55.7

資料 Oil & Gas Journal

ずれもパイプラインによるものであり、ガスをそのままガスとして輸送する地域に限られたものである。今日、ここ東南アジア、オーストラリアを囲み、大天然ガス貿易が海を越えて形成されるようになったが、これは天然ガスを液化し、大量輸送を可能ならしめた海上輸送技術とシステムが確立したことによる。

2 LNGとは

LNGとはLiquefied Natural Gas (液化天然ガス)の略で、メタンを主成分とした天然ガスを冷却・液化したものをいう。メタンはマイナス162℃まで冷却すると液体となり、その体積は元の天然ガスの1/600という小容量になる。この性質を利用してパイプラインでは輸送できない地域間でも、天然ガスをLNG化することによりタンカーで大量に輸送そして貯蔵することが可能となった。

天然ガス自体不純物をわずかしき含まず、また液化の際、硫黄化合物が取り

はテキサス・ルイジアナ州の天然ガスが全米に供給される導管網を形成することとなり、その後の消費量を飛躍的に増大させることとなった。

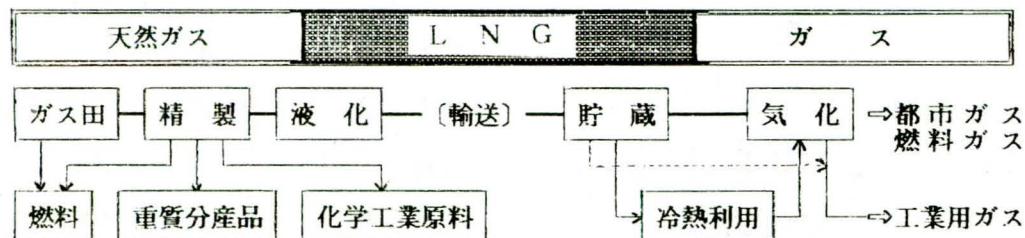
一方、ヨーロッパ、共産圏においては、ソ連が大戦後の国内燃料不足のために開発したウクライナ・コーカサスの天然ガスを1966年ポーランドに向けて輸出したのをかわきりに、その後西ドイツも含めて12ヶ国に輸出。また、1959年に開発されたオランダのフローニレゲン・ガス田から西ドイツ・スイス等5ヶ国に輸出されるなど多くの地域内エネルギー輸送導管網が形成されている。

ところで、これら天然ガス貿易はい

除かれるので、燃焼させても硫黄酸化物やススが発生せず、また NO_x の発生も極めてわずかである。

また、 CO_2 の排出原単位が化石燃料の中で最も小さく、地球の温暖化・酸性雨による森林破壊が今日の問題となる中で資源としての天然ガスがクローズアップされているところとなっている。

表 1-1



3. LNGプロジェクト

世界における商業ベースでのLNGプロジェクトは、1964年に当時のイギリス・ガス公社がアルジェリアのLNGをロンドン近郊のキャンベイ島にLNGタンカーによって輸送したことにより始まる。その後、世界各地で大型プロジェクトが実現、現在実施中のLNGプロジェクトは世界全体で約4500万t/年に達している。

このうち日本が導入しているLNGは、世界全体の約60%と高いウエイトを占めている。

さらに本年10月には、オーストラリア／日本、来年にはインドネシア／台湾間のプロジェクトによる輸送も開始され、各国の受入増量計画とともに今後とも当地域のLNG貿易は拡大してゆくものと考えられる。

4. 天然ガスの利用

天然ガスの利用形態は、ガス体としての利用とLNGとしての極低温状態での利用に区分して考えなければならない。また、ガスとしてはパイプラインと、LNGでは受入基地と接近する事が利用の条件となる。

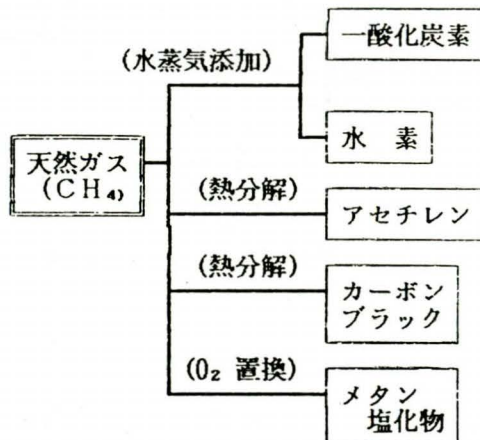
① 天然ガスとしての利用

一般的に天然ガスはメタン(CH_4)を主成分とした純度の高いガスであり、産出国で一部化学工業原料としてアンモニア・メタノールの製造原

料として用いられているが、現状大部分は発電燃料、工業用燃料等の燃料エネルギーとして用いられている。

輸入国としての日本・韓国・台湾はほぼその全量を都市ガス原料、火力発電所用燃料として利用している。

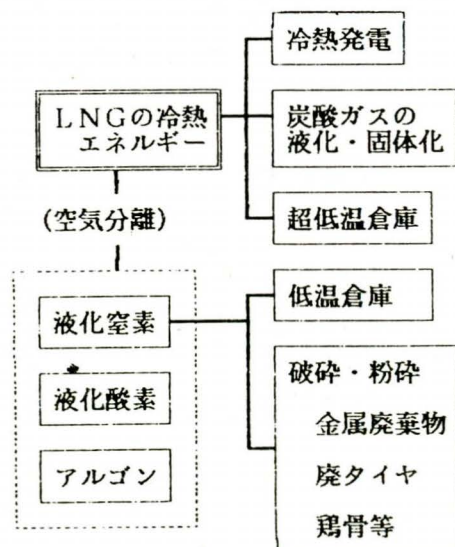
表 - 2



② LNGとしての利用

マイナス162℃という超低温の冷熱エネルギー総量はその受入量を考えると相当量にのぼる。低温を作るために必要な動力は温度域が下れば下る程急激に増大し、また設備費も増大する。従ってLNGの冷熱はできるだけ低い温度の領域での利用が効果的であるといえる。

表 - 3



低温域における性状変化を利用し、空気中の酸素・窒素の分離回収、冷熱そのものを利用した超低温倉庫等多分野での事業化が実現している。ところで、この冷熱源を利用する場合、冷熱源となるLNG移送配管等の建設費、冷熱を利用した後の気化されたガスの利用等から、冷熱事業立地要件としてLNGの受入基地との接近を考慮せねばならず、この点と流通を一致させる事が必要となる。

LNGの冷熱を有効に利用する事は、

コストダウン、省エネルギーの観点から求められるが、その具体的事業化には上記のような制約を有している。

5. アジア・大洋州諸国の天然ガス

当地域の天然ガス埋蔵量は石油に比較してかなり大きい。石油に換算して約2倍の確認埋蔵量を有している。

各国とも自国の産業拡大、主要輸出品である石油の戦略的確保等、国内資源の有効利用の見地から天然ガスの国内利用と輸出に力をそそいでいる。現在、当地域からの天然ガスの輸出は、LNGとして日本・韓国また近年中に台湾へと、全てこの東南アジアに向けられている。

表-4 アジア・大洋州の天然ガス・石油資源

国名	天然ガス		石油	
	確認埋蔵量 (10億m ³)	可採年数 (R/P)	確認埋蔵量 (百万bbl)	可採年数 (R/P)
マレーシア	1,464	113	2,922	17
インドネシア	2,367	59	8,400	19
ブルネイ	328	25	1,400	29
タイ	110	23	85	9
オーストラリア	470	35	1,673	8
ニュージーランド	147	27	183	15
インド	648	65	6,354	19
その他	1,280	71	500	14
計	6,814	59	21,367	17

資料 Oil & Gas Journal (1989.1)

(1) マレーシア

マレーシアは年間600万tのLNGを日本に輸出し、インドネシアに続く第2の天然ガス輸出国である。マレーシアの天然ガス可産量は1989年1月現在で1.5兆m³、石油換算で約83億バレルあり同国の原油確認埋蔵量の3倍に当る。

〔天然ガス埋蔵地域〕

トレンガヌ州	50%
サラワク州	40%
サバ州	10%

天然ガスの生産は1982年サラワク沖に大規模なガス田（セトラル・ルコニア）が開発され、日本向けにビンツルLNGプロジェクトが開始されて以来、国内需要も含めて生産は急激に拡大した。この天然ガスは日本向けLNGの他、同地でAsean Bintulu Fertilizerで尿素1500t/日、アンモニア1000t/日のプロジェクトが1985年にスタートしているが、さらに現在シエルを中心にMDS（原油中間留分合成）の本格的プロジェクトが開始された。また、サバ州沖の随伴天然ガスを利用するメタノール工場、Labuan直接還元法製鉄所、火力発電所が1984年にスタートしている。

トレンガヌ沖の天然ガスを半島西部に大量輸送するパイプラインの建設プロジェクトが本年より開始されたが、この天然ガスは主として国内火力発電用燃料として利用する他、クラアルンプール周辺の都市ガス化、Kertchでのメタノール生産、さらに一部は、ジョホールからシンガポールへパイプライン輸出することで計画が進められている。

尚シンガポールに輸入された天然ガスは、当面、火力発電燃料としての利用を目的としているが、将来は民生、産業用ガスの原料としての利用も計画されている。

(2) ブルネイ

1929年セリア油田の発見により開始された石油の生産に続き、その随伴ガス生産として1932年より天然ガスの生産が開始された。

その後、東西アンパ沖ガス田が開発され、現在ここに生産されるガスは、同国天然ガス総生産量の60%を占めている。

1972年に日本にとって始めてのアラスカ産LNG輸入に次いで2番目にスタートしたLNGプロジェクトは、このアンパで生産された天然ガスを30Kmの海底パイプラインでルムット基地に輸送、液化されている。また、このプロジェクトは日本企業がその開発に携わった初めてのケースとなった。

同国で生産される天然ガスは大部分を日本に輸出、一部を国内の発電用燃料として利用している。

(3) インドネシア

1971年に北スマトラのアルンに、1972年に東カリマンタンのバダック

に大規模なガス田が発見された。これを受けてインドネシアと日本の間に天然ガス開発、利用についての合意が成立、1977・1978年にそれぞれLNGプラントが完成し、日本向けLNG輸出が開始された。以降、対日本向けLNGプロジェクトの増加に加え、1986年には韓国向けプロジェクトも開始、1990年には台湾向け輸出もスタートする予定であり、今日、世界のLNG輸出国として最大となっている。

〔天然ガス埋蔵地域〕

東カリマンタン地域	29.6 %
北スマトラ地域	18.6 %
ナッナ地域	30.3 %

インドネシアは豊富な天然ガスを埋蔵する一方で石油蔵量が減少傾向にあり、政府はLNGの輸出拡大と石油代替エネルギーとしての天然ガスの国内向け利用拡大を図っており、海外資金の借入等により積極的にフィージビリティスタディを進めている。大きなプロジェクトとしてはジャワ島パイプライン建設計画、ナッナ・ガス田の開発、シンガポールへの天然ガスのパイプラインによる輸出等がある。

(4) タイ

天然ガスの確認埋蔵量は1050億 m^3 、R/P年23年と同国エネルギー資源の最大なものとなっている。

1981年に生産を開始して以来その利用は急激に拡大しており、1990年には総エネルギーの20%に達するものと見込まれている。

タイ沖のガス田はタイ石油公社(PTT)が敷設した世界最長425Kmの海底パイプラインで、東部臨海工業地域のRayongに輸送され、ここから南バンコクの発電所、他セメント工場等に供給されている。

Rayongでは1985年にガス分離プラントが完成し、LPGを分離して国内消費に向けているが、さらにアンモニア、メタノールプラント等が計画されている。

政府は、輸入石油依存の低減をめざして石油製品代替としての天然ガス、

分離 L P G の利用拡大をめざしており、さらに計画中のプロジェクトとしては、タイ南部東岸の Khanom までの新海底パイプラインによる火力発電用燃料ガス、バンコク郊外工業団地の燃料ガス供給等のほか、将来日本向け LNG の輸出も計画している。

(5) オーストラリア

オーストラリアのガス田はメルボルン南西のバス海峡や内陸部各地に広く埋蔵している。1971年に発見された西部ダンビア沖ノースランキンのガス田は規模も極めて大きく、国内向け供給とともに日本の大手ガス3社、電力5社に対し年間584万tのLNG輸出プロジェクト始まり、本年10月にその第1船がスタートすることになった。

現在、国内の天然ガスパイプライン網の整備が進み、とくに工業用、火力発電用燃料として多く利用、特に火力発電については石炭より安くなるために大巾に使用されている。

政府は石油依存度低減の見地から、豊富に埋蔵されている石炭とともに天然ガスを石油代替エネルギーとして、その利用拡大を目指し、ディーゼル油代替、あるいはメタノール自動車燃料等についても関心が高まっている。

LNG貿易はこの10月にスタートする西オーストラリアLNGプロジェクトのほか、新たなプロジェクトとしてカーナボン盆地のガス田からオーストラリアン・ペトロリアムが、ボナパルト湾ガス田からエルフ・アキテーヌ社がLNGを生産、輸出することを検討している。

(6) ニュージーランド

1979年に開始されたマウイ・ガス田（海上）は現在同国内ガス生産の90%近くを占めており、今後石油の代替としての天然ガス需要の拡大を図っている。

1985年に合成ガソリン転換プロジェクトが完成、ガソリン消費の代替を増やしていこうとしているが、また、同国ではこの政策の一環として自動車用LNG（圧縮天然ガス）が実用化され、国内に300以上の供給ステーションがある。その他、同天然ガスの日本向けLNGプロジェクトも計画されている。

国際宅配便について

シンガポール日本通運（株）
航空貨物支店

日本国内で「宅配便」が一般にも広く利用され、今や生活の一部として定着した感がありますが、国際間で近来注目を集めている「国際宅配便」について紹介させていただきます。

国際宅配便は「スモールパッケージ・サービス（以下、SPサービスと呼ぶ）」と「ドキュメント・クーリエ・サービス（以下、クーリエ・サービスと呼ぶ）」と2つに大別されます。

クーリエ・サービスとは、書類の宅配を、SPサービスは書類以外の小型貨物の国際宅配を指します。いずれも、①迅速な輸送が行なわれること②輸送の手続きが簡単であること③一貫輸送である為品物のトレース及び輸送責任が明確であること④料金はDOOR TO DOORのPACK料金で低廉であること、等々の要因から、この約10数年急成長してきました。

SPサービスの対象物品には次のようなものがあります。各種サンプル、試験品、コンピューター用テープ、磁気ディスク、マイクロフィルム、印刷物、機械の補修部品、個人用ギフト物品、軽量の貨物で急送を要するものが対象であり、クーリエサービスは、契約書（貿易、建設、輸送等）、各種データ（プラント関係、建設エンジニアリング、技術調査関係等）、銀行・証券・損保関係等の書類、船積み書類、インボイス、入札書類等で信書でないもの、などがあげられます。

貨物の流れは、東京地区の場合は、税関の仕分け基準から、緊急貨物は成田通関となっており、ドキュメント等は緊急貨物と見なされ、成田通関がなされています。しかし、SPサービスの貨物は原則として、原木（千葉県市川市）のタクト・TACT（TOKYO AIR CARGO CITY TERMINAL）で通関が行なわれます。但しSPサービスのうち、別送品及び生鮮品の品目は成田空港止めとなり成田通関となります。

SPサービス・クーリエ・サービスの特色はなんと言ってもシッパー（荷送人）側の戸口から、外国のコンサイニー（荷受人）側の戸口まで、ドア・トゥ・ドアの一貫した輸送が行なわれることです。通常の混才輸送においても、事実、一貫輸送は行なわれてはいるものの、SP・クーリエの場合はより一元的なものと言えましょう。シッパー側と、SP・クーリエ取扱業者との間では、これらのサービスの運送契約が締結され、独自の運送状が発行されております。貨物は集約されて、1件のシップメントとなり、通常の混才業者に託送され、そのハウスB/L（HOUSE AIR WAY BILL）に組み入れられます。これが低廉な料金を提供できる理由の一つでもある訳です。その後は、一般の混才輸送と同様、着地空港にてバルクブレイクされ、HOUSE B/L単位に輸入通関がかけられ、税関許可の後、SP貨物、クーリエ貨物としてデリバリーされる訳です。

昭和61年度の国際宅配便取扱数量（日本からの輸出）は件数で約500万4,000件、重量で6,132トンに達します。この件数を国際郵便小包の61年度の件数の実績（223万2000件）と比較してみるとその2倍以上になります。500万4,000件のうち、クーリエが、456万1,000、SPが44万3,000件で、クーリエが全体の90%強を占めています。また重量についてみると6,132トンのうち、クーリエが、4,481トン、SPが1,651トンでクーリエの割合が73%になります。件数に比し、重量で若干その比率が下がるのはクーリエの対象貨物がSPのそれに比し軽量であるからです。

次に国際宅配便取扱量の伸び率についてみると61年度の対前年伸び率は件数で12.8%、重量で16.3%であり、前年の伸び率（件数24.4%、重量37.7%）を下回っているものの、依然高い成長を示しています。また重量の伸びが前年と同様、件数の伸びを上回っているのが注目されますが、これはいうまでもなく貨物1件当たりの重量が年々大きくなっていることを意味するもので、この傾向は依然として続いています。また、日本での輸入数量についてみると、61年度実績で、163万4,000件（クーリエ、SPの合計）であり、前年度・127万5,000件に対し28%の伸長です。仕出し地別では、輸出の場合と同様、米国が多く、件数では、45.1%を占めます。次に

多いのが欧州で、29.6%、次いで東南アジアの16.3%の順になっています。（表A仕向地別数量及び表B輸入数量参照）

A. 仕向地別数量

(昭和61年度)

仕 向 地 地 域	ク ー リ エ				S P			
	件数(千)	シェア(%)	重量(t)	シェア(%)	件数(千)	シェア(%)	重量(t)	シェア(%)
北 米	1,331	29.2	1,353	30.2	194	43.8	778	47.1
欧 州	1,244	27.3	1,217	27.2	110	24.8	396	24.0
東 南 ア ジ ア	1,260	27.6	1,216	27.1	95	21.4	340	20.6
中 南 米	280	6.1	267	6.0	11	2.5	15	0.9
オ セ ア ニ ア	306	6.7	288	6.4	18	4.1	51	3.1
そ の 他 中 近 東 ア フ リ カ ソ 連 中 国	140	3.1	140	3.1	15	3.4	71	4.3
合 計	4,561	100.0	4,481	100.0	443	100.0	1,651	100.0

B. 仕出地別

仕 出 地 域	年 度	件数 (千)	シェア (%)	重量(千kg)	シェア(%)
米 国	昭和60年	585	45.9	1,011	52.6
	昭和61年	737	45.1	1,497	55.8
欧 州	昭和60年	387	30.4	501	26.1
	昭和61年	483	29.6	650	24.2
東 南 ア ジ ア	昭和60年	173	13.6	241	12.5
	昭和61年	266	16.3	338	12.6
オ セ ア ニ ア	昭和60年	128	10.0	157	8.2
	昭和61年	144	8.8	176	6.6
そ の 他 (中近東、アフリカ、 ソ連、中南米、中国、 その他)	昭和60年	2	0.1	11	0.6
	昭和61年	4	0.2	22	0.8
合 計	昭和60年	1,275	100.0	2,921	100.0
	昭和61年	1,634	100.0	2,683	100.0

利用荷主を見てみると、昭和61年度の結果によると、クーリエについては商社が210万5,000件で、46.2%を占め最も多く、次いで製造業が108万3,000件で、23.7%、金融が61万1,000件で13.4%、その他（船社、個人、建設等）が61万件で、13.4%、出版図書販売が15万1,000件で3.3%の順となります。これに対し、SPについてみると、製造業が22万9,000件で、51.7%と半数以上を占め、次いでその他（船社、個人、建設等）が、8万5,000件で19.2%、商社が7万7,000件で17.4%、金融が2万件で4.5%と続きます（表C 荷主別利用件数参照）

このようにみると国

際宅配便の利用荷主

の大手はなんと言っ

ても商社と製造業と

いうことになり、そ

れに銀行、証券、損

害保険等の金融機関

が続いています。国

際宅配便を利用して

発送する貨物は各社

の業態によって異ってはいるものの、それらはいずれもかつては郵便小包あるいは一般の航空貨物として海外に送られていたものです。しかし、国際宅配便業者によるネットワークが整備されるのに伴い、他の輸送方法、特に郵便に比し、速さ、安さ、利便さ、確実さ等を理由に、国際宅配便の利用に踏み切ったというのが実情のようです。いずれにしても今や国際宅配便サービスは、海外生産を拡大しつつあるわが国メーカーをはじめ、商社、銀行、保険等の国際取引に深くかかわりをもつ企業にとって極めて重要な使命を担っています。

当日本通運も昨年6月よりインターナショナル、エクスプレスサービスに本格参入し、お陰様で、好調な出足で順調にその取扱い高を伸ばしております。この程、従来の全国集荷体制に加えて、大都市ビジネス街でのクー

C. 荷主別利用件数表

荷主の分類		ク　ー　リ　エ		S	P
		件数(千)	シェア(%)	件数(千)	シェア(%)
製　造　業		1,083	23.7	229	51.7
卸　売 小売業	百貨店・スーパー等	1	0.0	20	4.5
	商　　　　　社	2,105	46.2	77	17.4
金　融（銀行、証券、損害保険等）		611	13.4	24	5.4
出版・図書販売（含新聞）		151	3.3	8	1.8
そ　の　他　船　社 個　人　建　設 等		610	13.4	85	19.2
		4,561	100.0	443	100.0

リエ・サービスの専門化体制の強化に本腰を入れております。現在世界的規模で行なわれておりますエア・エクスプレス・サービスは、潜在的なマーケットの巨大もさることながら、そのオペレーション・システムが今後の国際航空貨物業界におけるサバイバル戦略を遂行する上で、極めて重要な役割を果たしております。つまり大手として生き残りをめざす為には避けては通れない大市場なのであります。当社では1983年から「ペリカンジェットバック」のマスコットネームで小型貨物の国際宅配便サービスを開始する一方、クーリエサービスでは1982年4月に設立されたNCAを代理店として、利用の形でクーリエ・サービスに乗り出していましたが、昨年4月25日に利用航空運送事業法に基づく限定運賃の許可を申請し、5月9日、申請どおり許可され、6月より独自のサービスとして本格的な営業活動を展開してきました。当社の最大の強味は文字どおり網の目のように張りめぐらした国内ネットワークにあります。1,600以上の支店・営業所が陸運、国内航空路線網、海上輸送網でむすばれており、加えて約19万店にのぼる国内宅配サービス・ペリカン便の取扱い店をもち、まさに全国津々浦々のネットワークを誇っています。海外についても北米・欧州・東南アジア・豪州・南米・中近東に合計20の海外現地法人とその子会社、孫会社や駐在員事務所があり世界主要都市86ヶ所に保管輸送機能をもつデистриビューション・センターが配置されております。当社も社内的にも「ペリカン便」が「最も将来性があり、新しい日通の顔」として位置づけられており、海外版である国際宅配便の育成には当然ながら大きな期待がかけられております。

最後に、日本国際宅配便協会に登録されております各業者を下記の通り紹介します。

エアボーン・フレイトコーポレーション

海外新聞普及(株)

川崎航空サービス(株)

(株)近鉄エクスプレス

ケイヒン

佐川航空（株）

（株）ジャパン・クーリエ・サービス（TAC）

（株）ジャパン・シェンカー

西濃運輸（株）

TNTスカイパックジャパン（株）

ディー・エイチ・エル・ジャパン（株）

東急エアカーゴ（株）

西日本鉄道（株）

日新エアカーゴ（株）

（株）日中技貿センター

日本エメリー航空輸送（株）

日本エモ・トランス（株）

日本クーリエサービス（株）

日本通運（株）

ニュー・ジャパン・エアサービス（株）

バーリントン・エアエクスプレスジャパン

（株）阪急交通社

パンサー・エクスプレスインターナショナル（株）

福山通運（株）

（株）プロコ・エアサービス

（株）ベガサスパーセル・サービス

（株）マイパック（三井航空サービス）

丸全エアエクスプレス・インターナショナル（株）

郵船航空サービス（株）

ユニトランス（株）

（株）ワールド・クウリアー

経営研究委員会報告

3月3日、フー蔵相は1989年度シンガポール国家予算案を発表しました。

経営研究委員会において、公認会計士の高山氏により、今回の予算演説のうち、税制に関する部分を中心に判り易く解説していただきましたので、ここに紹介させていただきます。

今年度の税制改正 ～その1～

日本国公認会計士
高山 宜門
シンガポール公認会計士
Ajit C. Prabhu

シンガポールでは毎年3月になると大蔵大臣による予算演説が行なわれます。演説には、前年度の経済概観及び当年度の経済予測と同時に、それらの動向を踏えて税制改正の方向も併せ提言されます。これらの提言は来年(1990年)1月頃議会の承認を得て法制化されますが、改正法は基本的には演説の中味をそのまま引き次ぐかたちをとります。以下、今回の予算演説のうち税制に係る部分のみを大臣のプレス・リーリースをベースにして纏めてみました。

当年度の経営意思決定の一助ともなれば幸いです。

I 法人税関係

1. 法人税率 (Corporate Income Tax Rate) の引き下げ

現行所得税法第43条により、法人税は各企業の課税所得 (Chargeable Income) に対し33%の税率で課されています。

この税率は賦課年度1990年 (Year of Assessment 1990)、即ち、1989年度中に終了する事業年度より33%から32%に引き下げられることになります。

2. 配当に係る「源泉控除 (Tax Deduction)」税率の引き下げ

現行所得税法第44条の規定に従ってシンガポール法人は、その配当

に際し 33 % の税率により源泉控除（若しくは、みなし源泉控除）を行っています。

一方、配当金受領者の側においては、同法第 46 条に基づき配当に係る所得税額よりこの源泉控除額を相殺控除することが出来ます。

法人税率の引き下げに伴い、所得税法第 44 条による配当に係る源泉控除税率が 1989 年 1 月 1 日以降に行われる配当より 32 % に引き下げられることになり、その結果、同法第 46 条に基づく配当金受領者の側での相殺も 32 % に限定されることとなります。

なお、大蔵大臣の予算演説の前に行われた配当、即ち、1989 年 1 月 1 日より 3 月 3 日の間に実施された配当に係る経過措置の詳細は後日明らかにされるものと思われます。

3. スワップ取引に係る源泉徴収 (Withholding Tax) の免除

シンガポール所得税法上、居住法人、非居住法人とも原則として

- ①シンガポールから生じる所得 (Accruing in) 又は、
- ②シンガポールで稼得する所得 (Derived From) 及び
- ③シンガポールで受領する所得 (Received in)

が課税対象とされています。

現行所得税法によれば、シンガポールで稼得する所得 (Derived From) とは、以下のような利子、仲介手数料、手数料等所得（第 12 条(6)項）及びロイヤリティー（第 12 条(5)項）を謂うものとされています。

このうち、利子等の所得については以下のものがシンガポールで稼得された所得とされています。

- (1)借入、その他債務、仲介 (Arrangement)、管理 (Management)、保証等に関連して発生する利息、手数料 (Commission)、報酬(Fee)その他の支払いで、かつそれらのサービスがシンガポールの居住者若しくは恒久的施設 (Permanent Establishment) を通じてシンガポール内で行われるもののうち（注）

- (a) それらの支払いが直接間接を問わず、シンガポールの居住者又はシンガポール内の恒久的施設によって負担されているか、又は

(b) シンガポール居住者等の所得の計算上損金として扱われているもの（所得税法第 12 条(6) a 項）

及び

(2)借入に伴う全ての所得（利息、保証料等）のうち、当該借入に係る資金がシンガポールに持ち込まれるか、又はシンガポールで使用される場合、当該借入に関連する全ての所得がシンガポールで稼得された所得と看做されています。（所得税法第 12 条 6 (b)項）

第 12 条(6) a 項の規定がシンガポール居住者等によって直接、間接を問わず負担されているか、又は所得計算上損金として扱われていることを所得認定の条件としているのとは異なり、この同条(6) b 項の規定は、資金の持ち込み、シンガポール内での利用のみをその条件としています。

なお、ロイヤリティーに関しては、所得税法第 12 条第(6) a 項とはほぼ同様の条件のもので当該所得をシンガポールで稼得した所得と看做しています。

(注) 従って、シンガポール国外に存在する不動産に係るもの、及び国外の恒久的施設を通じ、国外で行われるものは除かれます。

ところで、これらの所得が非居住者に支払われる際、現行所得税法第 45 条並びに 45 条 A 項により、その支払法人には源泉徴収 (Withholding Tax) 義務が課せられています。

ただし、現行法第 12 条 6 項に規定する所得に係る銀行内(Inter Bank)又は本支店間の海外送金に関しては、現行法第 92 条(2)項に基づき大蔵大臣の命により源泉徴収が免除されています。

今回の演説により、スワップ(SWAP)取引のうち、以下の取引に関しては 1989 年 4 月 1 日以降における源泉徴収義務が免除されることになりました。

即ち、

- ① 銀行の ACU 勘定 (Asian Currency Units) と非居住者間で行われる取引で
- ② シンガポール・ドルとは関係をもたないもの

なお、現行法第 92 条(2)項は、大蔵大臣が適当と認めた場合には、そ

の裁量により納税義務の全部若しくは一部を免除することが出来る旨を規定しています。

ところで、1988年3月23日付にて大蔵大臣名により明らかにされたところによれば、銀行間ないしは本支店間における送金に係る源泉徴収は同法第92条(2)項の免除規定の対象となる取引とされており、従って、源泉徴収義務は免除されています。

今回の予算演説により、1989年4月1日以降におけるスワップ取引に係る源泉徴収の免除規定が新設されることになりましたが、今回のこの措置がどれ程の意味をもつものかは、実はあまり明確ではありません。

何故なら、スワップ取引の多くは銀行間で行われており、それらの取引は第92条(2)項適用対象取引とされるものであり、既に源泉徴収義務が免除されているからです。

4. 加速償却（初年度全額償却）制度の適用—他の自動機器への拡大

現行所得税法第19A条(1A)項により、コンピュータの設置その他指定されたオートメーション機器に係る資本的支出については、当該機器が事業用に供する目的で設置されたものである限り、納税者の選択により導入初年度において支出額の100%を減価償却(100% Capital Allowance)することが可能です。

同条における指定されたオートメーション機器 (Automation Equipment) には、以下の機器が含まれています。

- ① テキスト・データー処理機器 (Text Processing Equipment) — 電動タイプライター、ワープロ及びその周辺機器を含む。
- ② 音声処理機器 (Voice Processing Equipment) — 音声のデーター記憶装置 (Store-and forward)、電動 PBX 及び音声編集装置を含む。
- ③ イメージ画像処理装置 (Image on Graphics Processing Equipment) — ファクシミリ、光学文字読み取り装置、レーザー・プリンタ及びプロッターを含む。
- ④ 情報処理機器 (Data Processing Equipment) — 中核機器、ミニコンピューター、マイクロコンピューターおよびその周辺機器を含む。

- ⑤ 情報通信機器 (Data Communications Equipment) —変復調装置 (モデム)、マルチプレクザー (multiplexor)、ネットワークプロセッサ (Network Processor) 及びインターフェイス (Interface Convertor)
- ⑥ オフィス・システム・ソフトウェア (Office System Software) —オフィスの自動化の為に機器の設置に係るソフト・ウェアを含む。
- ⑦ コンピュータ制御デザインシステム (キャド CAD) 及びコンピュータ制御工場自動化システム (キャム CAM)

また、同法第 19 条 (1 B) 項は、ロボットの導入に伴う資本的支出についても同様に導入初年度における 100% の減価償却を認めています。

今回の予算演説により、賦課年度 1990 年に対応する基準年度より、即ち、例えば 3 月期決算の会社では 1989 年 3 月期より以下の機器に対しても現行法第 19 A 条 (1 A) 項の初年度全額償却の制度が適用されることになりました。

- ① 自動加工機器 (Automated Machining Equipment)
 - ② 自動操縦車輛 (Automated Guided Vehicle)
 - ③ 自動検査・分析装置 (Automated Testing/Inspecting Equipment)
 - ④ 自動検索・挿入装置 (Automated Retrieval and Insertion Devices)
5. 現物 (コンピューター機器) 寄付金の損金算入—承認された教育若しくは開発機関に対するもの

現行所得税法第 27 条 (2) (c) 項は、承認された公的機関 (An Approved Institution of a Public Character) に対する金銭による寄付金に対してのみ損金算入を認めています。現物寄付金に関しては同法第 37 条 (2) (b) 項が唯一、国立博物館に対する現物寄贈についてのみ大蔵大臣の査定額を以って損金算入を認めているにすぎません。従って、他の現物寄付金については現行法では課税所得計算上いかなる損金算入も認められていません。

インフォメーション技術育成の質を維持向上せしめるため、今回の予算演説により賦課年度 1990 年、即ち、1989 年度中に終了する事業年度より承認された教育又は研究機関 (Approved Educational Research Institutions) に対する企業からのコンピューター機器の現物寄付金についてはその価

格相当額の損金算入が認められることになりました。

この税制の運営は大蔵大臣の管轄下におかれることになっています。

6. 身障者 (Disabled) の為の建物等改装費用の損金算入

建築物等の改装費用 (Modification Expense) は、一般的には、損金不算入とされています。即ち、シンガポール所得税法においては、収入を得るためにのみ発生した支出 (Expenditure wholly and exclusively incurred in the production of income) のみが必要経費とされています。この結果、建築物等の改装費用は、通常必要経費の範囲等を定める現行法第 14 条に基づく費用とは認められていません。なお、これらの改装費用が産業用建物の減価償却の対象となる資本的支出に該当するか否かは勿論、当該改装の対象となった建物が同法第 18 条による産業用建物として認定されるか否かにかかっています。

今回の予算演説の中で大蔵大臣は以上の原則に対し例外を設け、身障者の雇用を促進するため、1989 年 1 月 1 日以降に行われた身障者の為にする改装—例えば身障者のためのトイレの設置、入口に車イス用のスロープを設ける、といった改装—に係る費用につき 100,000 ドルを限度として損金算入を認めるよう提言しています。

日本人駐在員の安全管理

～その2～

広報委員会

治安のよいシンガポールに於いては安全という事にともすると注意が行き届かない事もあります。海外で生活している事を再認識し、無事海外勤務が務められる一助にして頂きたく、当該記事を社団法人日本在外企業協会のパンフレットより転載させて頂きました。

外出時の安全

家という物理的な防衛手段、慣れた環境を離れたときには、危険にさらされる度合いはさらに大きくなります。したがって、外出時にはより以上の警戒心と積極的な対策が必要となります。

車を運転中の安全

車の調子は常に最良の状態に保っておく必要があります。特に、ブレーキ、タイヤ、ライト、警笛を重点的にチェックしてください。車には安全ベルトやサイドミラーをとりつけて、それを使用するよう実行してください。燃料タンクは、少なくとも半分以上の燃料が常に残っているように補給を心がけてください。車ででかけるときには、出発する前に道順を調べておき、また、代わりの道やう回路についても調べておくようにします。市外に車ででかけるときには、友人に別の車でついてきてもらうようにすれば防犯・安全上理想的です。単独で長距離の自動車旅行をするときは、行き先までの道順と到着予定時間を友人に知らせておく必要があります。また、目的地に到着したときにもその旨を友人に知らせるようにするべきです。

車の中には貴重品を置かないようにしてください。どうしても貴重品を持ってでかけなければならないときは、出発前に車のトランクに入れ、かぎをかけておくようにします。車を離れるときは絶対に座席に物を置いたままにしないでください。どんな場合でも窓を閉めてキーを抜き、ドアをロックしてから車を離れるようにしてください。

治安が悪い地域に車を乗り入れるときには特に注意が必要です。

いつでも身を守ることができるように運転し、速度に応じて前方の車との車間距離を最大限にとり、余裕をもってハンドル操作ができるようにしてください。

次のような動きをする車には警戒してください：前方に割り込んできて速度を落とす車：横に寄ってきて追い抜こうともしない車：スピードをあげて追いついてきて、そのまま跡をつけてくる車。こういう場合には、こちらから追い抜いてみたり速度をあげたりして試してみてください。相手の車がそれでも離れずについてくるような場合には、運転者の人相・風体、車のタイプ、色、メーカー名、プレートナンバーをおぼえておき、近くの友人の家、友好国の大・公使館または警察まで車を走らせてください。

こちらに過失のない軽微な事故にあったときには、あわてて車をとび出さずに、よく事態を確かめるようにしてください。近くに目撃者がいないかどうか、相手の車には何人の人間が乗っているか、だれが車から降りてくるかを見きわめるまでは、自分の車から出ないようにします。夜間の路上で人間が多勢乗っている車にぶつけられたときには、騒ぎに巻き込まれたと考えてまず間違いありません。

少しでもやっかいなことが起こる気配が見られたら、すかさずアクセルを踏みこんで近くの警察、友人の家、友好国の大・公使館に駆けこむことです。

運転中の安全と防犯のためにも、ドアは全部ロックしておくことが大切です。低速運転のときには、人の座っていない座席の窓ガラスは8分目以上閉めておくようにしてください。ヒッチハイカーは絶対に乗せてはいけません。近くに助けとなるものが何もない場所で故障を起こしたときには、車のそばを離れずに、通りがかりの車に合図して停車してもらい、近くのガソリンスタンドに整備員を派遣してくれるよう伝言を依頼すべきです。

低速運転時、あるいは、ガソリンスタンドにいるときでも、自分の車の下には絶対に人をもぐりこませてはいけません。ガソリンを抜きとられるという事件が増えているからです。

目的地に着いたら、できるだけ建物の近くに車を停めるようにしてください。できれば目のとどく場所、夜間の場合には照明のある場所に駐車するようにしてください。

車にもどるときにはまわりの様子をうかがってみてください。安全が確認されたら、素早く車のまわりを点検してだれかが触った形跡がないかどうかを確かめ、乗りこむ前に車内をよく見てください。

もし強制的に停車させられ車を明け渡すよう命ぜられたら、そのときには相手の言うとおりにすることをおすすめします。ただし、うまく振り切ってその場を脱出するチャンスがあると思われるときには、直ちにアクセルを踏みこんで、たとえ相手の車や人間にぶつかってでも素早くその場を去ることです。こうした場合にとるべき一般的な方法はありません。判断力を駆使して、けがをせずうまく切り抜けられるチャンスの多い方を選ぶのが最良の方法です。

自分の車の防犯能力を頭に入れておいてください。逃走するときの速度、身体的危険から身を守る金属性の保護物としての強度、救助を求めるときの警笛、自分の命を守る武器として車を衝突させたときの衝撃力が車の防犯能力です。

歩行中の安全

歩行中の危険の大半は、ごく常識的な注意を払うことによって避けることができます。夜間には建物と自分の車のあいだ以上の距離は歩かないようにすることです。夜間に外を出歩く必要のあるときには同行者をともなうようにします。また、用のない場所には立ち入らないようにすることも肝心です。

一般的な路上犯罪

街の中でごく一般的に起こる犯罪としては、ひったくり、すり、詐欺があげられます。

ひったくりの手口は、まず最初にめざす相手に狙いをつけ、チャンスをうかがい、相手の体に突き当ってバランスを失わせ、手にしてるハンドバックなどを奪って逃げるというやり方です。女性の場合は次のような注意が大切です、当座の用に必要のない小切手や現金は持ち歩かないようにすること、高額紙幣はポケットにしまっておくこと、お金をちらつかせないようにすること、丈夫なショルダーバックを持ち歩くようにし、ファスナーを自分の体の方に向けてこわきに抱えこむように持つこと、あとをつけられていないか

気をつけること。もし、体を強引に押されて自分のバックが引っ張られていることに気がついたら、しっかりと身をささえて大声で助けを求めることです。身につけて持ち歩くものは、パスポート、ＩＤカード（身分証明証）、運転免許証、予定の行動に必要な額の現金だけにすべきです。

すりが特に目をつけるのは、人が金を持ち歩く場所（マーケット、銀行、空港、バーなど）と、ほかのことに気をとられやすい機会（パレード、買い物、展示会、事故など）です。ひったくりに対するのと同じ注意を払うと同時に、財布は体の前の方のポケットに入れ、人ごみの中では上から押えているようにします。

詐欺は非暴力的な形の窃盗犯といえます。着いたばかりの旅行者、世間知らずの人、ちょっとした気持ちで法律を犯す素人の法律違反者がよく狙われます。通貨規制法違反を取り調べる政府の役人を装うのがよくある手口です。偽の役人が金を取りあげ、むこうにいる上司と一緒に調べてみると言いながら、そのまま姿をくらますというのがそのやり口です。

こういう場合には、相手に身分を明らかにするように言い、どういう種類の取り締まりをやっているのかをたずね、警察に電話するよう要請することです。銀行、ホテル、または、この種の便宜をはかるという案内を出している公式許可店以外では土地の通貨や外国通貨を買わないことです。法律違反に問われるだけでなく、にせ金をつかまされるおそれがあります。「話がうますぎる買い物」もだまされるものだと考えてさしつかえありません。盗品あるいはがらくたのどちらかをつかまされるだけです。どこかに駐車したとき、人が近づいてきて車の番をしてやると言い出してきたときには、相手の言うとおりにしておいた方がいいでしょう。その方が、自分のいないあいだの車の安全が守られる可能性が高いと言えます。ただし、最初に見張り賃の額を決めておくことが肝心です。普通はごくわずかな金額です。

路上で強盗にあったときには金を渡して抵抗しないことです。そうすれば危害を加えられることはまずありません。できるだけ冷静を保って、相手の身体的特長や、手口、逃走方向を観察します。そのあと近くの電話から警察に連絡してください。

ホテルでの盗難

ホテルで盗難にあえば旅の興はそがれ、不自由な思いをするだけでなく、ときには、その後の経済的な苦境に立たされることにもなりかねません。

トラベラーズチェックを組んでおき、当座の必要額以上は現金化しないことが賢明です。小切手を現金化するときは盗まれないように用心し、旅行中はその日その日の計算をきちんとしておくことが大切です。

現金、クレジットカード、パーソナルチェック、トラベラーズチェック、航空券、パスポートなどはしまい忘れないようにしてください。

この種のものは、手荷物やアタッシュケースに入れてかぎをかけておいただけでは、最小限の保護にしかありません。そのときの状況に応じて、身につけて出歩くか、一緒に旅行している友人に預けてでかけるか、ホテルの貴重品預かりサービスを利用するかすれば、盗難・紛失の危険は少なくなります。カメラその他の高価な品についても同じことが言えますが、そのほかに、モデル名、メーカー名、製造番号、値段などを書いた所持品目録を持って行くのが賢明なやり方です。

最後に、一緒に泊っている友人や取引先の客にも、以上のような現金、貴重品の扱い方についての注意をしてやることです。

以上、できるだけ事故のない海外生活を楽しむための注意を述べてきました。

偶発的な犯罪の犠牲になるかどうかは自分の心がまえ次第だということをお忘れなく。

〔了〕

付 録

家庭防犯チェックリスト

I. 外まわり

a. 庭の門には施錠しているか

○

×

b. 門はいつもかぎをかけた状態にしているか

c. 門のベルは正常に作動するか

d. 階段の照明は適切か

- | | | |
|--|-------|-------|
| e. 塀の高さは十分か | _____ | _____ |
| f. 屋外の防犯灯は、住居のまわりを照らして心理的な犯罪抑止力となるのに十分な明るさのものか | _____ | _____ |
| g. ボンベ入りブタンガス（プロパンガス）を使用している場合、ボンベは適切な場所に置かれているか | _____ | _____ |
| h. 植え込みや生け垣は隠れ場所とならないよう十分刈り込んであるか | _____ | _____ |
| i. 侵入者が壁、塀、囲いをよじ登るのに都合のいい柱、箱、木などはないか | _____ | _____ |

○ ×

II. ドア

- | | | |
|---|-------|-------|
| a. 建物出入り口のドアにはシリンダー錠を用いているか | _____ | _____ |
| b. ドアの錠は本締め錠またはこじ開け防止式となっているか | _____ | _____ |
| c. ドアのどれかひとつでも、ガラスまたは薄い木のパネルを破って錠を開けることができるようになっていないか | _____ | _____ |
| d. 頻繁に使用するドアには、補助錠としてドアチェーンまたは頑丈なかんぬき錠を用いているか | _____ | _____ |
| e. ポーチ、地下室、テラスなどを含めて、建物のドアは全部完全に施錠できるようになっているか | _____ | _____ |
| f. ドアの錠はすべて正常に働く状態となっているか | _____ | _____ |
| g. 直接の家族以外の者（前住者、家主、使用人、友人など）が家のかぎを持っていないか | _____ | _____ |

- h. 使用していないドアは、すべて永久封鎖してあるか _____
- i. 錠は、すべて頑丈に取り付けられているか _____
- j. 玄関のドアのスペアキーを、ドアマット、植木鉢その他家のそばの分かりやすい場所に隠していないか _____
- k. 衣服を半分着たような状態で戸口に現れたりしていないか _____
- l. 玄関のドアには憶病窓（のぞき窓）、のぞき穴が付いているか。それを使用しているか _____
- m. ドア自体に錠のついていない場所（ガレージ、物置、使用していない使用人宿舎などの場合）には、その代わりになんきん錠を使用しているか _____
- n. なんきん錠の受け座・掛け金は、もくねじをはずされないような取り付け方がされているか _____
- o. 出入り口のドアのちょうつがいは、すべてリムーバブル・ヒンジピン（とりはずし可能なちょうつがいの軸）に触れることができないような取り付け方をされているか、あるいは永久固定式となっているか _____

Ⅲ. 窓

○ ×

- a. 窓はすべて、ロールダウン式のよろい戸で保護されているか _____
- b. よろい戸の修理はすべて行き届いているか _____
- c. 夜間あるいは長期不在（たとえ1日でも）の際にはよろい戸をすべて閉めているか _____
- d. 使用していない窓は確実に永久封鎖されているか _____
- e. 窓の錠は適切かつ確実に取り付けられているか _____

- f. 窓の錠は、ガラスを破ればあけられる状態に _____
 になっていないか _____
- g. 窓を閉めるときにはいつも錠をかけるか _____
- h. 1階の窓同様、2階あるいは地下室の窓の安全にも気を配っているか _____
- i. 2階の窓から侵入するときに利用されそうなのはしごはしまい込んでいるか。はしごの代わりになりそうな格子状のさくはほかへ移動してあるか _____
- j. 引き戸式のガラス戸の場合、レールの上に「しんばり棒」を置いているか _____
- k. 以上のほかに、適切に防御されていない出入り可能な箇所はないか _____

IV. ガレージ

○

×

- a. 夜間および外出時にはガレージのかぎをかけているか _____
- b. ガレージのドアや窓には、すべての適切な錠が取り付けられているか。それらの錠は正常に動く状態にあるか _____
- c. 泥棒が侵入するときの道具となるような工具類その他の器具（たとえばはしごなど）がガレージ内に置き去りにされていないか _____

V. その他

○

×

- a. 消火器を備え付けているか _____
- b. 備え付けの消火器がどんな種類の火（たとえば、木材、紙、油、ガンリン、塗料、グリース、電気など）に効力を発揮するかを知っているか _____
- c. 過去1年のあいだに消火設備の点検と再装てんを行ったか _____

- d. 家族、同居人、使用人、その他家の者全員が _____
消火設備の扱い方を知っているか
- e. 現金や貴重品はできる限り安全な場所に保管 _____
しているか
- f. 高価な家財道具や貴重品はすべて財産目録に _____
つけているか
- g. 時計、カメラ、タイプライター、ラジオ、ス _____
テレオ、その他同種の品の製造番号リストを
つくっているか
- h. 製造番号のない高価な品物の場合、正確にそ _____
の特長を記録しているか
- i. 貴重品を必要以上に並べたり公表したりする _____
ことを避けているか
- j. 侵入者が家に押し入ろうとしているところ、 _____
あるいは、すでに家の中に侵入しているところ
を発見したときにはどう行動すべきかを、
家族、使用人に言い聞かせてあるか
- k. 盗難にあったときには、家の中のものに手を _____
触れずに警察を呼ぶよう、家族や使用人に言
い聞かせてあるか
- l. 最寄りの警察署の電話番号をおぼえているか。 _____
その番号を電話の近くにはりだしてあるか
- m. たとえばどんなにもっともらしい身分証明を _____
持参している客の場合でも、見知らぬ人間を
家に入れるときの注意事項を守るよう、家族
や使用人に言い聞かせてあるか
- n. あなたやあなたの家族、使用人は、見なれな _____
い車や人物が自分を見張っている、あるいは、
家の様子をうかがっているようなときには、
注意して観察するようにしているか

- . 使用人の信用照会先や健康状態を確認しているか

Ⅵ. まとめ

このチェックリストは、数ある防犯、安全対策上注意すべき事項の中の一部をとりあげて、あなたの防犯、安全対策改善に役立つ手引きとしたものです。

このほかにもご自分で気付かれたことを毎日実行されることがあなたやあなたの家族の安全に結びつくこととなるでしょう。

〔了〕

会 員 紹 介

**** FUJIKURA INTERNATIONAL MANAGEMENT (SINGAPORE) PTE LTD**

(フジクラ・インターナショナル・マネジメント (シンガポール) 株式会社)

所在地： 460 Alexandra Road
#34-04, PSA Bldg,
Singapore 0511

電話番号： 2788955
Tlx: RS 21084 FIMS
Fax: 2737705

設 立： 1987 年・1 月
(登記、操業)

形 態： 子会社

代 表： 吉野 信義 (社長)
Mr N Yoshino
(Managing Director)



従業員数： 32 名、日本からの
派遣社員 12 名

事業内容： 東南アジアに於ける関係会社に対するマーケティング、セールス、
ファイナンス、プロキュアメント等のサービスを提供することを事
業内容とする。

セールス取扱品目： 各種電線・加工及び電子部品

仕入先： 東南アジア各関連会社、日本の親会社

販売先： 東南アジア地域の電子・電気マーケット

(会社の特色)

東南アジア地域に於けるフジクラ・グループへ各種マネジメント・サ
ービスを提供する。

1988 年 7 月にシンガポール EDB より O H Q 企業として認定された。

**** IRS (S) PTE LTD**

所在地：11 Tuas Avenue 10,
Singapore 2263

電話番号：8624866, Tlx: RS 27175
Fax: 8615978

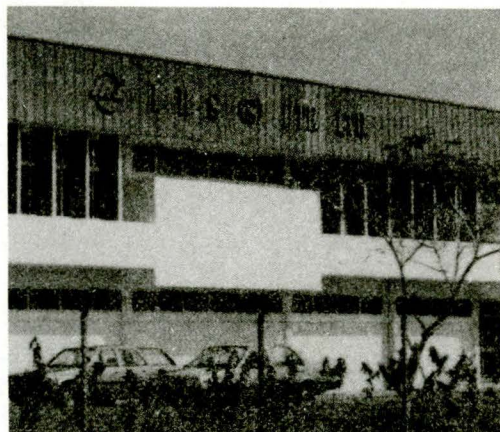
設立：1978 年 12 月（登記）
1979 年 1 月（操業）

形態：子会社

代表：藤森 哲（専務取締役）
Mr S Fujimori (Managing Director)

従業員数：50 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容：ピン、コネクター部品及びコネクターの製造、販売



（会社の特色）

規模は小さいが Hi-Quality and Good Service で地域に貢献したいと考えています。

**** OMRON MANAGEMENT CENTRE OF ASIA PACIFIC PTE LTD**

（オムロン・マネージメント・センター・オブ・アジアパシフィック）

所在地：510 Thomson Road #13-03, SLF Building, Singapore 1129

電話番号：3532611, Fax: 3535391

設立：1988 年 9 月（登記）、1988 年 11 月（操業）

形態：子会社

代表：島津 行孝（マネージング・タイレクタ）
Mr Y Shimazu (Managing Director)

従業員数：27 名、日本からの派遣社員 4 名

事業内容：1. アジア・パシフィックの地域統轄本社
2. ソフトウェア開発センター
3. F A トレーニング・センター

（会社の特色）

各地域の特色を生かしながら、地球的視野で、グローバルに統合されているというマルチローカル企業のコンセプトにしたがい、アジアパシフィックの社会に貢献しつづける企業づくりを目指します。

**** SONY SYSTEMS DESIGN (SINGAPORE) PTE LTD**

(ソニー・システムズ・デザイン (シンガポール))

所在地: 203 Henderson Road #03-03, Blk B, Henderson Industrial Park, Singapore 0315

電話番号: 2710618, Tlx: RS 50264 SONIS, Fax: 2785510

設立: 1989 年4 月 (登記)、1989 年5 月 (操業)

形態: 子会社

代表: 湯原 隆男 (代表取締役社長)

Mr T Yuhara (Managing Director)

従業員数: 18 名、日本からの派遣社員 5 名

事業内容: 1. シンガポール、マレーシア、台湾、タイ等の東南アジア関連事業所に
対するコンピューター・サポート (システムの導入、運用指導)

2. ソフトウェアの外部からの受注・開発

(会社の特色)

コンピューター・サポートの面から東南アジア地域の各関連事業所をコーディネートし、情報の集中化を通して、OHQであるSONISを側面よりサポートする。

将来的には他地域からのソフトウェアの受注・開発業務を拡大していきたい。

**** SUMITOMO SPECIAL METALS CO LTD**

Singapore Representative Office

(住友特殊金属 (株) シンガポール駐在員事務所)

所在地: 6, Shenton Way #39-03, DBS Building, Singapore 0106

電話番号: 2219149, Tlx: RS 21194, Fax: 2240386

設立: 1989 年 3 月 (登記)

形態: 駐在事務所

代表: 平尾 清 (所長)

Mr K Hirao (General Manager)

従業員数: 1 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容: ASEAN 諸国における High Tech 産業の動向調査及び情報収集

(会社の特色)

駐在員事務所である為、当面調査・研究等に限られるが High Tech 産業の Market Research を通じて今後の ASEAN 各国における拡大展開の検討を図る。

**** TOWA DENKI TRADING (S) PTE LTD**

(東和電気トレーディング・シンガポール株式会社)

所在地： 20 Kramat Lane #02-06, United House, Singapore 0922

電話番号： 7332260, Fax: 7333356

設立： 1988 年 10月 (登記)、 1989 年 2 月 (操業)

形態： 子会社

代表： 岡田 博行 (取締役社長)

Mr H Okada (Managing Director)

従業員数： 3 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容： 電気・電子材料、部品の販売及び輸出入業務、磁気ヘッド材料、部品、
F.P.O. マグネット等

(会社の特色)

創業以来培ってきた開発力を基盤に 21 世紀のハイテクノロジー分野に関わる総合企業となる。

**** KOKUSAI SINGAPORE MERCHANT BANKING LTD**

(コクサイ・シンガポール・マーチャント・バンキング・リミティッド)

所在地： 1 Raffles Place # 58-00, OUB Centre, Singapore 0104

電話番号： 5353313, Tlx: RS 26718, Fax: 5356767

設立： 1989 年 1 月 (登記)、1989 年 2 月 (操業)

形態： 子会社

代表： 当山 明彦 (社長)

Mr A Toyama (President)

従業員数： 16 名、日本からの派遣社員 7 名

事業内容： マーチャント・バンキング

(会社の特色)

証券投資を始めとするお客様への総合金融サービス。

シンガポールを基盤に東南アジア諸国への業務展開を徐々に図っていく。

**** TRADE & INDUSTRIAL DEVELOPMENT (PTE) LTD**

(商工発展有限公司)

所在地： 16 Raffles Quay # 29-02, Hong Leong Building, Singapore 0104

電話番号： 2208358, Tlx: RS 20774 TIDSP, Fax: 2248783

設立： 1972 年 2 月 (登記、操業)

形態：合弁

代表：吉村 慎治 (代表取締役)

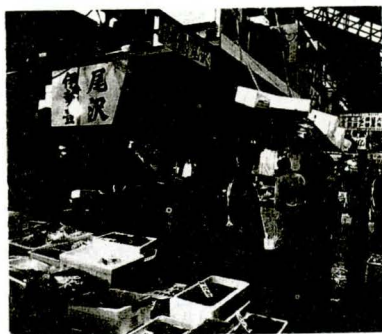
Mr S Yoshimura (Managing Director)

従業員数：12名、日本からの派遣社員1名

事業内容：コンドミニアム、テラスハウス、ショッピング・センター等の開発・分譲

(会社の特色)

弊社は、ホンレオン・グループと三井不動産の合弁により設立され、住宅・商業用及び工場・倉庫等の不動産の開発・分譲を継続的に行っている。



理事会の動き

第240回、1989年7月11日（火） 午後12時30分～

議事に先立ち、中尾理事（日立造船）からご帰国挨拶のあと、新年度第1回目の理事会でもあり、新理事を含めた全理事から各自・自己紹介があった。

なお、新理事は下記の通り。

森	理事	（アジア松下電器）
小手川	理事	（日立造船）
国松	理事	（J T B）
川俣	理事	（鹿島建設）
後藤	理事	（三菱電機）
松枝	理事	（ナショナル・オキシジェン）
下津	理事	（ソニー・インターナショナル）
八幡	理事	（東京火災保険）

議事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 理事各位の職務分担（案）について

1989年度理事職務分担について事務局原案を運営担当理事会にて検討し、修正を行った。その結果の修正資料を配布し、一同に諮ったところ、資料通り承認された。各理事の職務分担の詳細は別紙資料(1)の通り。

(2) 顧問・監事及びオブザーバーの選任について

審議の結果、下記の通り承認された。なお、関係各位に対しては、野口会頭名にて委嘱状を出すこととなった。特に古新居氏については、在星ご経験を生かし、大所・高所の観点から諸般のアドバイス

を戴くべく、引続き運営担当理事会にもご参加頂くようお願いすることとなった。

顧問： 古新居 康 氏（ジュロン・エンジニアリング）
風間 一潤 氏（フジテック・シンガポール・コーポレーション・リミティッド）
横塚 実亮 氏（ペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポール）
安川 一夫 氏（吉川ケミカル・シンガポール）
監事： 江藤 博久 氏（シンガポール野村マーチャント・バンキング）
鹿沼 雅義 氏（シンガポール・大丸）
オブザーバー：
成宮 治 氏（日本大使館）
野島 裕 氏（ジェトロ）

(3) VITB'S BASIC EDUCATION ADVISORY COUNCIL 派遣人選について

勝山理事（三菱電機）ご帰国に伴い欠員となった標記 COUNCIL の派遣人選について諮ったところ、その後任として、理事職務分担で VITB の幹事長に決定した国吉理事（NEC・エレクトロニクス）に兼務して頂くこととなった。

(4) 本所後援名義の借用について

- ① JETRO・シンガポール野島所長より野口会頭宛に8月2日、JETRO 本部理事長の赤沢璋一氏ご来星に伴う講演会に対する JCCI の後援名義依頼があった。本件を一同に諮ったところ、異議なく承認された。

なお、赤沢氏の講演予定は下記の通り。

演題： アジア太平洋経済の展望

日時： 1989年8月2日 午後4時半より6時（引続きパーティー）

場所： THE WESTIN PLAZA, 4TH FLOOR PANDANG ROOM

主催： ジェトロ・シンガポール・センター

- ② 日本経営者団体連盟・小川専務理事より依頼のあった当地開催のセミナー（主催：日経連及びSNEF）に対するJCCIとしての後援依頼について諮ったところ、詳細スケジュールが未確定でもあり、セミナー内容についても現地事情にどれだけ添ったものとなるか不明瞭な要素も多いので、日経連に対し、JCCI事務局より本件の詳細並びに現地事情に合った実効あるセミナーとすべく前向きに検討して頂くよう書面にて連絡することとなった。

(5) NATIONAL DAY への広告掲載について

例年、シンガポールのナショナルデーを祝し、JCCIとして聯合早報に祝賀広告を掲載している。本年度もシンガポール独立24周年を記念して例年通り広告を出すことについて一同に諮ったところ、異議なく承認された。

なお、掲載費用はS\$2,261.00

3.報告事項

(1)部会・委員会等開催報告

今年度NWC勧告発表後、6月19日～21日の間に開催された工業部会（第一、第二、第三）にてNWC ALTERNATE MEMBERである三森副会頭（当時）より詳細についてご説明して頂いたあと、出席者の挙手による大まかな本年度の賃上げ予想（除く、CPF3%UP、含む各種調整）実施結果について事務局より下記の通り報告した。

賃上げ率	第一工業部会	第二工業部会	第三工業部会	TOTAL
6%程度	8	4	3	15 (14.2)
8%程度	16	18	35	69 (65.1)
10%程度	2	5	11	18 (17.0)
10%以上	0	0	4	4 (3.8)
出席者計	26	27	53	106 (100.0)

☆ 内部会計監査

6月15日(木)

☆ 年次総会

6月23日(木)

☆ 部 会

6月19日(月)

第三工業部会

19日(月)

第三工業部会担当勝山理事歓送会

20日(火)

第一工業部会

21日(水)

第二工業部会

☆ 委員会

6月15日(木)

経営研究委員会

7月 5日(水)

運営担当理事会

7日(金)

広報委員会

☆ 懇談会等

6月15日(木)

経団連文化交流委員会ミッション歓迎

夕食懇談会

16日(金)

経団連文化交流委員会ミッションとの懇談会

19日(月)

大阪市シンガポール駐在員事務所開設準備

室長鼎氏及び千田次長との懇談

22日(木)

山崎・日本経済新聞社大阪本社編集局経済部

記者との懇談

27日(火)

N P B・MR. HENRY HENG, ADMINISTRATOR OF S D F

他との懇談

28日(水)

社団法人社会経済国民会議「国民会議の

船(1号船)ご一行との懇談

29日(木)

増田・テレビ静岡常務理事取締役他との懇談

30日(金)

佐々木・三和銀行事業調査部々長他との懇談

7月 1日(土)

社団法人社会経済国民会議「国民会議の船

(2号船)ご一行との懇談

4日(火)

ニュー・ビジネス・フォーラム東南アジア研

修団ご一行との昼食懇談会

(2)その他

早川理事（東京銀行・日本人会々長）より、以下の報告があった。7月7日、早川会長、三宅・前駐シンガポール特命全権大使他関係者が西原・早稲田大学・総長を訪問し、シンガポールへの高校誘致について前向きにご検討頂くようお願いした。

4. 入・退会

(1)入会（4社）

☆ DRAGON SHOKUHIN (S) PTE LTD

☆ ALTECO CHEMICAL PTE LTD

☆ PAN PACIFI SINGAPORE HOTEL

☆ ASAHI GLASS CO LTD

(2)退会（0社）

(3)1989年7月11日現在の会員数：529社（前月比4社増）

5. 会計報告

1989年6月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

1989年度理事職務分担

氏名・会社名	役 職	部会・委員会 担 当	運営理事会 担 当	地元関係機関 担 当	NWC 担当	留学生 担当	VITB 担当	20周年記念 事業担当	NPC 担当	政府関係機関等への代表、()内は個人ベースで 候補を受けた関係者
野口 滋 (住友商事)	会 頭		総括					委員長		SNEF COUNCIL MEMBER
菊池 巖 (住友銀行)	副会頭		金融保険 部会							
川添 成章 (東 芝)	副会頭		工業部会							SDF ADVISORY COUNCIL
名取 幸男 (丸 紅)	副会頭		商業部会							
森 盛顕 (アジア松下電器)	理 事			中華総商会 (SCCCI) 幹事長						
早川 博之 (東京銀行)	理 事	経営研究委員会 (委員)				幹事				(COUNCIL MEMBER OF ASSOCIATION OF BANK,S'PORE) (日本人会・会長)
佐渡 弘 (伊藤忠商事)	理 事	経営研究委員会 (委員)		中華総商会 (SCCCI) 幹事						
高田 昌平 (第一勧業銀行)	理 事	金融保険部会	総務					委員		
市川 邦晴 (富士銀行)	理 事				幹事	幹事				
伊藤 久 (6&1エレクトロニクス・デバイス)	理 事				幹事				幹事長	NPC COUNCIL MEMBER
小手川 光平 (日立造船)	理 事					幹事				

氏名・会社名		部会・委員会 担 当	運営理事会 担 当	地元関係機関	NWC 担当	留学生 担当	V I T B 担当	20周年記念 事業担当	N P C 担当	国際関係等の代表、()内は個人で 兼任されている氏名
佐久山 秀夫 (ハイモールド)	理 事	第二工業部会 経営研究委員会 (委員)								
河野 裕 (日本航空)	理 事	広報委員会						委員		
国松 博 (日本交通公社)	理 事	観光・流通・ サービス部会						委員		
川俣 敏也 (鹿島建設)	理 事					幹事		委員		
浜石 満 (三菱銀行)	理 事			雇用者連盟 (SNEF) 幹事長		幹事				
吉崎 英輔 (三菱商事)	理 事	貿易部会		商工会議所連合会 (SFCCI) 幹事長						
後藤 和夫 (三菱電機)	理 事						幹事		幹事	
山田 康夫 (三井銀行)	理 事		会計					委員		
杉崎 彰 (三井物産)	理 事			中華総商会 (SCCCI) 幹事						
光川 周治 (大阪商船三井船舶)	理 事	運輸通信部会								
松枝 寛祐 (リョウ・キジエン)	理 事							委員		

氏名・会社名		部会・委員会 担 当	運営理事会 担 当	地元関係機関 担 当	NWC 担当	留学生 担当	VITB 担当	20周年記念 事業担当	NPC 担当	政府関係機関等への本所代表、()内は個人ベースで 依頼を受けると関係先名
国吉 敏彦 (NEC・エレクトロニクス)	理 事	経営研究委員会 (委員)					幹事長			NPC ALTERNATE MEMBER VITB, BASIC EDUCATION ADVISORY COUNCIL MEMBER
東垣内 英哉 (新日本製鉄)	理 事		総務			幹事長		委員		
稲垣 富雄 (日商岩井)	理 事		渉外	国際商業会議所 (SICC)				委員		SICC BOARD MEMBER
安田 豊治 (日本郵船)	理 事							委員		
三森 和正 (岡本工作機械)	理 事	第一工業部会 経営研究委員会 (委員)	工業部会	雇用者連盟 (SNEF) 幹事	幹事長		幹事			NWC ALTERNATE MEMBER
末永 行雄 (ザ・オリエント・カンパニー)	理 事							委員		
国方 恒雄 (精工機油(株)私人有限会社)	理 事	経営研究委員会 (委員)					幹事	幹事		
下津 輝八洲 (シー・インターナショナル)	理 事			商工会議所連合会 (SFCCI) 幹事						
梅谷 猛志 (竹中工務店)	理 事	建設部会								
八幡 良三 (東京海上火災保険)	理 事			中華総商会 (SCCCI) 幹事		幹事				
長谷 匡二 (横河電機)	理 事	第三工業部会 経営研究委員会 (代表委員)				幹事			幹事	

7月の主な経済記事

7月4日 ● 労働省が最近、約60万人のCPF（中央積立基金）会員を対象に行った労働賃金調査によると、当地被雇用者の昨年の平均昇給率は、一昨年の3%を2倍以上も上回る6.4%を記録した。この昇給率は、先頃シンガポール全国雇用主連盟（SNBF）が発表しに昨年の平均昇給率4%を上回っている。

一方、労働省が最近実施した当地の企業9000社以上（労働者数約34万人）を対象とした別の労働賃金調査によると、これらの企業のうちの81%が、昨年給与を上げたと答えている。一昨年の賃金調査では、賃上げを実施した企業は、わずか52%にすぎなかった。

昨年の基本給（CPF雇用主負担分などを除く）の上昇率を産業部門別にみると、金融／ビジネス部門が8%と最高で、以下製造部門6.7%、商業部門6.2%、運輸部門4.6%、建設部門4.4%等となっている。なおCPFや諸手当を含めた昨年の賃上げ率は、平均8.2%と一昨年の4.1%を上回っている。なお、建設業を除く大半の部門が昨年、8%～9%の賃上げを行った。

全国賃金審議会（NWC）は昨年、企業に対して柔軟な賃金制度と各企業の業績によって変化する可変的賃金制度の導入を行うようアドバイスしたが、同調査の結果を見ると、昨年業績が良好であった企業のうち約90%が給与を引き上げただけでなく、昨年の業績が一昨年と変わらなかった企業の74%も賃上げを行った。同調査の結果で興味深いのは、昨年経営不振だった企業も、その68%までがスタッフの給与を引き上げている。これは、労働者の流出を防ぐための措置とみられている。

（ST7月3日）

- 10日 • シンガポールにおける昨年の労働者1人当たりの投資額は、6,300Sドル以上に達した。

国家生産性局(NPB)の会長を務めるマー・ボータン運輸通信情報/通産担当国務相は、6日開かれたFesto-NPB工業訓練センターの開所式で語ったところによると、当地における昨年の資本生産性(設備投資により生じる生産高の伸び率)は4%と、景気後退時以来最高を記録した。これは設備稼働率が昨年82%と、過去8年来最も高かったためという。ちなみに、一昨年の資本生産性は1.9%、1986年のそれはマイナス5%であった。

一方、過去5年間ににおけるシンガポールの株式資本の伸び率は、平均7.5%だった。なお、昨年の企業の新規投資額は130億Sドルと、一昨年に比べ34%増加した。

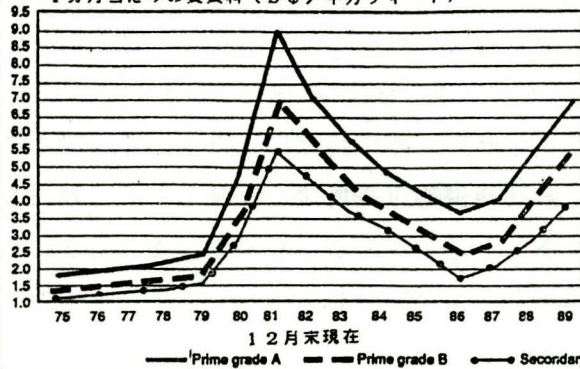
(ST7月7日)

- 11日 • シンガポールの一等地におけるオフィス賃貸料は、過去6カ月間に約30%上昇、過去最高を記録した1981年のレベルに迫っている。

不動産コンサルタントジョーンズ・ラン・ウットン(JLW)によると、中央ビジネス街(CBD)にあるA級オフィスの月平均賃貸料は、今年1月の1平米当たり59Sドルから6月末には75Sドルと、約27%上昇している。当地の不動産が活況を呈した1981年には、A級オフィスの賃貸料は97Sドルにまで上昇した。

<<中央ビジネス街のオフィス賃貸料>>

1カ月当たりの賃貸料 (S\$/平方フィート)



Sources: JLV Research June 1989

<<一等地の月間オフィス賃貸料>>

ビル名	1月の賃貸料 (平方米)	6月の賃貸料 (平方米)
Raffles Place	\$48.42 (\$4.50)	\$64.56 (\$6.00 psf)
Clifford Centre	\$59.18 (\$5.50)	\$66.71 (\$6.20)
Ocean Building	\$63.48 (\$5.90)	\$85 (\$7.90)
OUB Centre	\$63.48 (\$5.90)	\$89.94-\$75.32 (\$8.50-\$7.00)
Standard Chartered	\$63.48 (\$5.90)	
Orchard Road		
Forum Galleria	\$43.04 (\$4.00)	\$64.56 (\$6.00)
Lat Towers	\$43.04 (\$4.00)	\$64.56 (\$6.00)
Orchard Towers	\$37.66 (\$3.50)	\$46.42 (\$4.50)

Source: Debenham Tesson & City Valuers Pte Ltd

一方、O B D内のB級オフィスの賃貸料は、今年初めの43 Sドルから6月末の59 Sドルへと38%上昇している。デベンハム・テウソン・アソド・シティー・バリュアーズの調査によると、当地で最もオフィス賃貸料が高い商業用ビルはOUBセンターで、同ビルの所有者は今年1月の平米当たり63 Sドル(月間)を大幅に上回る85 Sドルの賃貸料を要求している。

中でもオーチャード・ロード界隈のオフィス賃貸料の上昇はO B D内で最も高く、たとえば“フォーラム・ギャラリー”の賃貸料は、今年1月の43 Sドルから6月末には64 Sドルへと、約50%も上昇している。(BT 7月10日)

12日 ● シンガポールの各業種は、今年下半期も順調な成長が見込まれ、通年の輸出成長率は15～20%、GDP（国内総生産）成長率は7～8%と予想される。

シンガポール開発銀行（DBS）は、その最近の経済レポートの中で、以上のような楽観的予測を行っている。

それによると、今年通年のインフレ率は2～2.5%にとどまる他、今後公共民間両部門において、比較的大規模な工事プロジェクトが行われる見通しである。民間デベロッパーは、オーチャード・スクエアやリパブリック・プラザ等の大型プロジェクトに15億Sドル余りを投資するものとみられ、政府は高速道路、病院、その他インフラストラクチャーの建設に約25億Sドルを投じる。

建設業界等、一部の業種に労働力不足が生じているが、より多くの企業が自動化を進めることにより、今年通年の生産性は、3～4%向上する見通しである。

しかし、一部先進国の緊縮政策等により、OECD（経済協力開発機構）諸国の平均経済成長率は3.25%に減速し、世界貿易成長率も6～7%に下降するものと予想される。こうした中で、アセアンの経済成長も減速するものとみられるが、それでも5～7%の健全なレベルが維持できる見通しである。

今年第2四半期に、国内業界は輸出注文の増加を予想していたが、果して今年3～5月輸出は20%拡大した。国内各業界は世界のディスク・ドライブ製造業および電子工業の活況再現を予想し、輸出の先行きに楽観的見通しを抱いている。こうしたことから、今年通年の輸出は、昨年比15～20%の成長が見込まれる。

賃金の上昇、中央積立基途（CPF）納入率の引き下げ、消費者ローン獲得の容易化、金利の引き下げ等で、民間消費も今年は7～8%拡大するものとみられる。

製造業は慎重な投資政策を保っているとは言うものの、第2

四半期の調査では、19%の企業が資本支出の拡大を予定しており、これらの企業は今年第1四半期に、自動化設備や機械に対する投資を25%拡大している。製造業の成長にともない、同業界に対まるローンや融資は今年第1四半期に13%拡大、昨年の同成長率8%を上回った。紙、運輸機器、機械等の製造業も安定した成長が見込まれるが、石油業界の前途はそれほど楽観できない。

コンピューター、医薬品、消費用電気製品等の卸売部門の好況で、商業部門も今年は14%の成長が予想される。また、輸出の活況や国民の海外旅行増加は、運輸通信業の業況にも恩恵を及ぼすものとみられ、国内業界の過半数(52%)が先行きを楽観している。

また中央ビジネス街のオフィス・レンタル料は、向こう12カ月以内に、1981年のピーク時の平米当たり96.8ドルの水準を突破するものと予想される。(聯合早報7月10日)

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (8 July 1989)

* KUREHA CHEMICALS (SINGAPORE) PTE LTD
Mr K Matsumura (Managing Director)
78 Shenton Way #08-01 A
Singapore 0207
Tel: 2217577
Tlx: RS 25460 KCSTO
Fax: 2214356

* NISSEI ELECTRONICS, LTD
Mr N Kaneko (General Manager)
55 Cuppage Road #08-12
Cuppage Centre
Singapore 0922
Tel: 2357900
Fax: 2356193

* Mr F Horie (Sales Manager)
SHANGRI-LA HOTEL LTD
22 Orange Grove Road
Singapore 1025
Tel: 7373644
Fax: 7337220

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* DCM UNIVAC INDUSTRIES PTE LTD
150C Paya Lebar Road
Singapore 1440
Tel: 7489791
Tlx: RS 26030 DUI
Fax: 7433425

* THE YASUDA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
50 Raffles Place #03-03
Shell Tower
Singapore 0104
Tel: 2235293
Tlx: RS 26329 YASUDA
Fax: 2257947

* HAZAMA-GUMI LTD
90 Cecil Street #03-04
Carlton Building
Singapore 0106
Tel: 2206716
Fax: 2219472

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* SEIKO INSTRUMENT PTE LTD
From Mr T Kunikata to Mr A Yamada

* KIKKOMAN (S) PTE LTD
From Dr F Noda to Mr Y Nogi

* THE MITSUI BANK LTD
From Mr T Abe to Mr Y Yamada

* NATIONAL OXYGEN PTE LTD
From Mr H Matsueda to Mr H Ikegami

* MITSUI & CO LTD
From Mr A Sugisaki to Mr T Yokota

* EBARA ENGINEERING SINGAPORE PTE LTD
From Mr Katagi to Mr M Kuratani

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民事法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	-----	(会 員) ----- S\$ 5
	-----	(非会員) ----- S\$ 8

投資関係

法律15号（経流拡大奨励法改正法）1979年	-----	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	(会 員) -----	S\$30
	(非会員) -----	S\$35
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	(会 員) -----	S\$10
	(非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
シンガポールの租税	-----	S\$20
所得税法〈改訂版〉	(会 員) -----	S\$30
	(非会員) -----	S\$40
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	(会 員) -----	S\$15
	(非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	(会 員) -----	S\$20
	(非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	(会 員) -----	S\$15
	(非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) -----	S\$60
	(非会員) -----	S\$70
会社法・1984年改正	(会 員) -----	S\$30
	(非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	(会 員) -----	S\$10
	(非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984，1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	(会 員) -----	S\$10
	(非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	(会 員) -----	S\$15
	(非会員) -----	S\$20
買収および合併に関する基準	-----	S\$20

為替管理・関税

法律時報第6号	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$20

業種別規則

法律第18号工場法改正法 (1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法 (1977年)	S\$10
法律第3号 (共和国労働雇用法改正) 1970年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第25号) 1981年中央厚生年金法 (付録入替) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第26号) 1981年雇用 (年間賃金勧告) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報第22号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第23号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第24号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第27号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法 (改訂版)	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30
中央厚生年金法 (改訂版)	S\$ 5
労働三法 (雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1987/1988年)	(会 員) S\$15
	(非会員) S\$30
月報 (各月号)	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$25
	(非会員) S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30

編集後記

最近のシンガポールの話題の一つとして「フラッシュ・オア・ペイ・ルール」なる法律が施行されたのは御存知のことと思います。

公共のお手洗いで水を流さなければ罰金という制度ですが、当地では他にも、MRTでの喫煙・飲食、交差点近くでの横断等々罰金に係る諸制度はよく耳にするところです。

「フラッシュ・オア・ペイ・ルール」など思わず苦笑しそうなユニークな制度ですが、裏を返せば、罰金をもって取り締まらなければ、美しいシンガポールは維持出来ない国民性なのでしょうか。当地で生活する我々日本人駐在員も恥じることはないよう気をつけたいものです。

さて、今月号では、歴史を踏まえて拡大するエネルギー資源である「**東南アジア・大洋州の天然ガス**」を東京ガス・シンガポールの柿原氏に、国際ビジネスの進展に伴い、必要性の増す「**国際宅配便について**」をシンガポール日本通運より、また、フー蔵相の1989年予算演説を踏まえて「**今年度の税正改正～その1～**」を公認会計士の高山氏および Ajit C. Prabhu 氏にそれぞれ御執筆いただきました。そして、6月号に引き続き、「日本人駐在員の安全管理」を広報委員会より紹介させていただきました。御多忙の中、御執筆いただきました皆様に対し、この紙面を借りて厚く御礼申し上げる次第です。

今月号の担当は**重盛**（凸版印刷）、**岡田**（村田製作所）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PSA CONTAINER YARD (PASIR PANJANG)

M. C. I. (P) No. 76 / 4 / 89

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO., (S) PTE., LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831